

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>博物館・美術館等(博物館相当施設、類似施設を含む)は社会教育上の機能を担う文化施設として、地域に即した柔軟なサービスを提供するとともに、学術・芸術資料という自然・文化に係わる人類共通の遺産を収集・保管・展示し、調査研究、教育普及活動等を通して未来へと確実に継承する方法を考案・開発する使命を帯びている。その運営は単に経営の効率化の観点からでは行なうことのできない点が多い。また、収蔵品の展示の仕方についても 利用者の視点にたって研究する必要がある。</p> <p>経営的な観点が優先されて、これらの問題が軽視されることのないような組織運営のありかたを研究し、博物館の健全な発展に寄与するために、本分科会を設置したい。</p>
4	審議事項	<p>1. 学芸員制度の見直しおよび博物館法の改正へむけて、学協会と合同で実施するシンポジウムを踏まえ、前期の提言をさらに深める検討。</p> <p>2. 美術館の財政面の諸問題、および博物館・美術館の社会における有用性などについての検討に係る審議に関すること。</p>
5	設置期間	平成29年10月30日 ～ 平成32年9月30日
6	備考	